

東京都手話通訳問題研究会規約

第1 名称

この会は、東京都手話通訳問題研究会（以下東通研という）と称する。

第2 事務所

この会の事務所は東京都文京区水道1-4-6 浅野屋ビル3階に置く。

第3 目的

一般社団法人全国手話通訳問題研究会（以下全通研という）の支部や関東手話通訳問題研究会（以下関東通研という）の構成員としての機能を果たすと共に、手話を通じて聴覚障害者に関する諸問題を学び、聴覚障害者の暮らしと権利を守る。又通訳上生じる諸問題を整理研究し、手話通訳者の資質の向上を図ると共に、相互の連帯を強め、通訳者の位置付けを確立する。

第4 会員（資格・権利・会費）

- 1 (1)都内に在住し、原則として手話サークルの会員で、本会の目的に賛同する健聴者。
(2)ただし、区市町村に手話通訳者として採用されているものは居住地にこだわらない。
- 2 会員は個人（またはグループ）の研究活動の成果や支部の運営に関して意見を発表することができる。
- 3 (1)会員の会費は全通研定款に定める全国会費と東通研会費の合計金額とする。
(2)東通研会費の金額は、東通研総会の承認を経て決定する。
(3)東通研会費の金額に関しては、別途付則に定める。

第5 事業および活動

本会の目的を達成するために、次の事業活動を行う。

- 1 研究・学習会の開催
- 2 機関紙の発行
- 3 課題別の班活動
- 4 啓発活動
- 5 聴覚障害者団体をはじめ他の関係団体との連帯を図る
- 6 その他目的達成に必要な事業・活動を行う

第6 組織・運営

本会は次の機関をおき、運営する。

1 総会

- (1) 総会は最高の議決機関であり、会員の3分の1の出席（委任状を含む）により成立し、年1回開く。
- (2) 総会の議決には出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
- (3) 会員の過半数の請求があったとき、又運営委員会が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

2 運営委員会

- (1) 運営委員（16～20名）は総会において選出され、運営委員長（1名）、事務局長、（1名）、会計（1名）を互選する。
- (2) 運営委員会は総会の議決を執行する機関であり、必要に応じて開く。
- (3) 事務局長は事務局員（若干名）を委託することができる。

- (4) 必要に応じ運営委員会は専門部会を設置できる。
- (5) 全通研代議員は総会において選出する。
- (6) 運営委員の任期は1年とし、再選は妨げない。
- (7) 運営委員会は下記の部局により構成される。

事務局、学習研究部、編集部、健康対策部、会計部、事業部、書籍部

3 監事

- (1) 監事（2名）は総会において選出され、会の活動についての監査を行うものとする。
- (2) 監事は運営委員会に参加し意見を述べる事ができる。但し、議決権は有しない。
- (3) 監事の任期は1年とし、再選は妨げない。

第7 財 政

- 1 会員の会費、賛同寄付金および事業収入でまかなう。
- 2 会計年度は4月1日より3月31日までとする。
- 3 関東通研会則第10条3に従い、関東通研に会費を納入するものとする。

第8 改 廢

この規約の改廢は総会において行う。

付 則

- 1 この会則は昭和55年8月10日から施行する。

付 則

- 1 昭和59年度会計年度は昭和59年8月1日より昭和60年3月31日とする。
- 2 昭和59年9月9日一部改正。

付 則

- 1 支部会費を昭和60年度会計年度から年額1,500円とする。
- 2 昭和60年3月24日一部改正

付 則

- 1 運営委員を7～10名に変更する。
- 2 昭和62年3月29日一部改正。

付 則

- 1 支部会費を昭和63年度会計年度から年額900円とする。
- 2 昭和63年4月3日一部改正。

付 則

- 1 支部会費を1990年度会計年度から年額1000円とする。
- 2 1990年4月15日一部改正。

付 則

- 1 運営委員を10～15名に変更する。
- 2 1994年4月17日一部改正。

付 則

- 1 運営委員を15～18名に変更する。
- 2 2000年4月16日一部改正。

付 則

- 1 事務所を豊島区東池袋4-27-5 ライオンズプラザ池袋201に置くに変更する。
- 2 第5の④を啓発活動に変更する
- 3 運営委員を18～20名に変更する。
- 4 2003年4月13日一部改正。

付 則

- 1 第3に「関東手話通訳問題研究会」の項目を加える。
- 2 第7に「関東通研に会費を納入」を加える。
- 3 2004年4月17日一部改正。

付 則

- 1 支部会費を2008年度会計年度から年額2000円とする。
- 2 2007年4月22日一部改正。

付則

- 1 事務所を東京都文京区水道1-4-6 浅野屋ビル3階に置くに変更する。
- 2 2009年4月18日一部改正。

付 則

- 1 運営委員を16～20名に変更する。
- 2 2010年4月18日一部改正。

付 則

- 1 名称を全通研東京支部から東京都手話通訳問題研究会に変更する。
- 2 名称を全国手話通訳問題研究会から一般社団法人全国手話通訳問題研究会に変更する。
- 3 全通研会則を全通研定款に変更する。
- 4 全通研代議員を総会において選出に変更する。
- 5 運営委員会の部局構成を加える。
6. 2011年4月16日一部改正。